



見ます
聴きます
話します

訪問事業がスタートします!

寄居町長
花輪利一郎

10月に入り、めっきりと秋らしくなってきました。

9月を振り返ってみますと、関東・東北豪雨では、茨城県で堤防が決壊するなど、甚大な被害を受け、被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。町におきましても、日ごろからの心構えを大切に、防災意識を持って取り組んでまいりたいと考えております。

さて、私は、「見ます・聴きます・話します 説明と納得のまちづくり」を実践すべく、時間の許す限り、町内のさまざまな行事等に伺わせていただき、町民の方々との対話を大切にまいりました。

9月は、メアリズビル市訪問団との交流や、幼稚園の運動会、各地区の敬老会等に参加させていただき、皆様と接することで、大きなパワーをいただいたところで。



▲役場でゴア市長を迎える町長

また、9月19日には、中間平へ出かけ、タカなどの猛禽類の渡りと呼ばれる様子を見てまいりました。そこでは、多くの方が撮影に訪れており、町外の方々との交流も図ることができ、貴重な時間となりました。この、猛禽類の渡りは、10月中旬ころまで見られるということですので、皆さんもぜひ一度お出かけください。



▲カメラマンで賑わう中間平

寄居の隠れた名所となっています。

10月からは、かねてから準備をしておりました「見ます・聴きます・話します 訪問事業」をスタートさせます。私が自ら、町内の企業や団体等を訪ね、直接、現場を見て、聴いて、意見交換をさせていただく事業です。

徐々に回数を増やし、時間の許す限り、対話をさせていただければと考えておりますので、今後とも宜しくお申し上げます。



▲西部地区敬老会

募集します!

寄居町観光振興検討委員会委員

町では、寄居町観光振興検討委員会委員を募集します。

観光振興検討委員会は、町の今後の観光のあり方の検討を行う機関です。委員は「有識者、観光関連団体関係者、町議会議員、町観光協会関係者、町商工会関係者、公募による町民」の中から町長が委嘱する10人以上で構成されており、そのうちの「公募による町民」枠を募集します。

あなたの意見を今後の観光に活かしてみませんか。

町の観光に興味のある方!
熱意のある方!
応募をお待ちしています!

応募資格/平成27年4月1日現在、満20歳以上の町内在住の方で、町の他の審議会等の委員になっていない方

募集期間/10月5日(月)~30日(金)

※郵送の場合、10月30日(金)の消印有効です。

募集人数/3人以内

任期/委嘱日から平成29年3月31日まで

謝礼等/有り(出席した回のみ)

選考結果/応募者全員に文書で通知します。

応募方法/商工観光企業誘致課および役場1階総合案内で配布する応募用紙(町公式ホームページからもダウンロードできます)に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに商工観光企業誘致課へ持参、郵送、ファックス、Eメールのいずれかで応募してください。

添付書類/「寄居町の観光」をテーマに、意見・考えを800字以内でお書きください。手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、Eメールの場合はA4版1枚で印刷できる設定で、ファイル形式はワードによるものとします。

提出先・問い合わせ/商工観光企業誘致課(〒369-1292大字寄居1180-1、☎581・2121内線202、ファックス581・7531、syokou@town.yorii.saitama.jp)へ。



健診結果相談会 (個別・予約制)のお知らせ

よりイスマイルポイント
対象事業

健診結果の疑問点や「ちょっと気になるところ」など、個別に相談をお受けします。

日時・場所/

日時	場所
10月29日(木)、12月2日(水)、12月21日(月) 平成28年1月6日(水)、1月18日(月)、2月15日(月)、3月14日(月)	①13:15~13:45 ②14:00~14:30 ③14:45~15:15 ④15:30~16:00 ⑤16:15~16:45 保健福祉総合センター(ユウネス)
11月2日(月)	※1/18、2/15、3/14の予約時間は、①~③の時間のみになります。 男衾コミュニティセンター
11月20日(金)	役場601会議室

内容/血圧測定、看護職による個別相談(30分程度)

対象/今年度、町健康診査を受診された方

定員/1日25人(要予約・申し込み順)、ただし1/18、2/15、3/14は1日15人まで。

持参するもの/健診結果通知、健康手帳・よりイスマイルポイントカード(既にお持ちの方)

申し込み・問い合わせ/保健福祉総合センター(☎581・8500)へ。

国民年金保険料「5年の後納制度」を開始しました

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、10月1日から3年間限りの特例として開始されました。

なお、老齢基礎年金を受給している方等は、この後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」、または熊谷年金事務所へお問い合わせください。

問い合わせ/国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570・011・050)、熊谷年金事務所(☎522・5012)、または町民課(☎581・2121内線112)へ。



山林の適切な管理にご協力をお願いします

現在町の面積の4割を占める森林では、道路や歩道まで枝葉が伸びている樹木が見受けられ、その樹木により見通しが悪くなると、事故につながる場合があります。また、冬になると路面が凍結することがありますが、伸びた枝葉が日陰をつくることで長い間凍結が続くと、通行に危険が生じます。

さらに、強風や大雪等の天候不良による倒木や枝折れの危険がある箇所も見受けられます。万一、倒木等が原因で事故が発生した場合、所有者の責任が問われることもあります。歩行者・自動車等の通行や大雨・強風・冬の凍結時の安全確保のため、定期的な剪定や見回りなど、継続的な維持管理にご協力をお願いします。

作業するときは次の点にご注意ください

- 電線や電話線がある箇所の作業は危険を伴う可能性があるため、事前に電力会社や電話会社へ連絡してください。
- 通行車両や歩行者の安全確保に努めてください。
- 樹木からの転落等に気を付けてください。
- 樹木を伐採する際は「森林法」に基づき、伐採届が必要な場合があります。

なお、町では森林整備補助事業を実施しており、今年度の町基準額は次のとおりですので、ぜひご利用ください。

森林整備補助事業町基準額決定のお知らせ

本誌6月号に掲載した森林整備補助事業について、町基準額が決定したのでお知らせします。

事業名	経費	町基準額 10アール(畝)当たり	補助率	事業規模	対象林齢	間伐率
下刈り	雑草木の除去を行う事業に要する経費	16,200円	毎年度町が定める基準額の10分の9以内	5アール(畝)以上	5年生以下	本数間伐率は約20%以上
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費	26,900円			11年生以上 30年生以下	
除間伐	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出に要する経費	21,200円				

問い合わせ/農林課(☎581・2121内線403)へ。